

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

平成 29 年税制改正①～法人税

Q 昨年 12 月に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。法人税に関する主な改正のポイントは下記です。

1. 中小企業の優遇政策

①軽減税率の特例の延長

所得 800 万以下に 15%を適用する優遇措置を **2 年間延長**されます。

②**平成 31 年 4 月 1 日以後**に開始する事業年度より、中小企業向けの各租税特別措置について、前 3 か年の平均所得金額が**年 15 億円を超える**場合には適用を受けられません。

2. 所得拡大促進税制の拡大

大法人の税額控除額は、給与支給増加額の 10%が上限でしたが、一定の要件をみたせば**最大 12%まで**控除することができます。

3. 役員給与における定期同額給与の損金要件の拡大

定期同額給与の範囲に、**税及び社会保険料の源泉徴収等後の金額が同額である定期給与**も追加されることとなります。

4. 法人税の申告期限の見直し

法人税の申告期限は、事業年度終了の日から原則 2 か月以内、特例として 3 か月以内と定められていますが、一定の要件に該当すれば事業年度終了の日から**6 か月以内**に申告すればよくなります。

要するに…

今回の税制改正で、大法人と同レベルの所得をあげている中小法人についての優遇が縮小されます。しかし、課税所得 800 万円までの 15%の税率の適用は 2 年間延長されました。その他に、試験研究、賃上げなどをした法人については税額控除の幅が拡大されました。